

平成19年から税源移譲によって、 所得税・住民税が変わっています。

申告が必要です!

所得税から住宅ローン 控除額を 引ききれなかった方

申告側限 平成20年 3月17日 まで

控除しきれなかった分は 住民税(所得割)から控除されます。

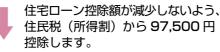
税源移譲により、所得税が減額となり、控除できる住宅ローン控除額が減る場合があります。平成18年末までに入居し、所得税の住宅ローン控除を受けている方で、所得税から控除しきれなかった額がある場合は、翌年度の住民税(所得割)から控除できます。

住宅ローン控除モデルケース

夫婦+子ども2人 給与収入700万円 (住宅ローン控除可能額:27万円)の場合

税源移譲前	税額	住宅ローン 控除額	負担額
所得税	263,000円	263,000円	0円
住民税	196,000円	0円	196,000円
合 計	459,000円	263,000円	196,000円

申告 すれば…



税源移譲後	税額	住宅ローン 控除額	負担額
所得税	165,500円	165,500円	0円
住民税	293,500円	97,500円	196,000円
合 計	459,000円	263,000円	196,000円

- ※ 夫婦十子ども2人の場合で子どものうち1人が特定扶養親族に該当するものとしています。
- ※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
- ※ 住宅ローン控除額は、一定の条件で試算した場合の例です。

平成20年以降、住民税の住宅ローン控除の適用を 受けるためには、毎年申告が必要となります。

平成19年分の所得税から控除しきれない額が発生した場合、平成20年3月17日までに、平成20年1月1日現在お住まいの市区町村へ「市町村民税道府県民税 住宅借入金等特別税額控除申告書」を提出してください。

適用を受ける方	提出方法	
所得税の確定申告をさ	源泉徴収票を添付して市区町村	
れない方	へ提出	
所得税の確定申告をさ	所得税の確定申告書とともに税	
れる方	務署へ提出	

申告が 必要です!

平成19年に所得が減って 所得税が 課されなくなった方

税源移譲により、所得税率の変更による 税負担の軽減の影響は受けず、住民税率の 変更による税負担の増加の影響のみを受 ける方については、既に納付済の平成19 年度分の住民税額から、税源移譲により 増額となった住民税相当額を還付します。 申告題過 平成20年 7月1日~31日 まで

申告先

平成19年 1月1日現在 お住まいの 市区町村

所得変動に伴う住民税の還付を受ける ためには申告が必要となります。

平成19年度分住民税を課税した平成19年1月1日 現在お住まいの市区町村へ減額申告書を提出してく ださい。他の市区町村へ転居された方は申告先をお 間違えにならないようご注意ください。

所得変動のモデルケース

夫婦 給与収入500万円の場合

	平成18年(度)	平成19年(度)	
所得税	220,000円	122,500円	
住民税 130,000円	130,000円	227,500円	
合 計	350,000円	350,000円	

平成19年の収入が 減少した場合

> 還付 されます!!

	平成19年(度) 収入なし		
	税源移譲前の 税率を適用	税源移譲後の 税率を適用	差額
所得税	0円	0円	0円
住民税	130,000円	227,500円	97,500円
合 計	130,000円	227,500円	97,500円

- ※ 一定の社会保険料が控除されるものとして計算しています。
 ※ 平成19年中に亡くなられた方や海外へ転出されて平成20年1月1日現在国内に居住されていない方には、この経過措置は適用されません。
- ※この経過措置の対象となる方は、住民税と所得税の人的控除 (配偶者控除、扶養控除、基礎控除など)額の差の合計額が、 平成20年度の住民税の合計課税所得金額(課税長期譲渡所得 等の金額がある場合は、これらの金額を合計した金額)以上 になる方に限られます。したがって、寄附金控除額などの人 的控除以外の控除額が増加したり、住宅ローン控除などによっ て所得税が課税されなくなった方には、この経過措置は適用 されません。

住民税の地震保険料控除が創設されました!

●損害保険料控除

平成19年度 課税分まで



●地震保険料控除

平成20年度 課税分から

障害者控除について

平成19年分の申告から、障害者控除対象者認定書の交付を受けた方については、障害者 控除を受けることができます。